



鶴田町いじめ防止基本方針



鶴 田 町
鶴田町教育委員会
平成 28 年 10 月

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。よって、その行為は決して許されるべきものではありません。いじめられている子供がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子供にはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。

いじめを防止するためには、町民全員が子供のいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、子供自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

そこで、鶴田町は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定並びに国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）及び青森県いじめ防止基本方針（平成26年6月）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、鶴田町いじめ防止基本方針を策定しました。

鶴田町いじめ防止基本方針では、いじめの防止等の取組を町全体で円滑に進めていくことを目指し、すべての子供の健全育成及びいじめのない子供社会の実現を方針の柱としています。

鶴田町立小・中学校においては、鶴田町いじめ防止基本方針が求める教育委員会の取組等、町が実施する施策に基づき学校いじめ防止基本方針を策定し、学校におけるいじめの防止等を推進する体制づくりを確立するとともに、迅速かつ適切に重大事態等に対処します。

目 次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1	いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	いじめの防止等の対策に関する基本理念・・・・・・・・	1
3	鶴田町いじめ防止基本方針策定の目的・・・・・・・・	1
4	いじめ防止に向けた方針・・・・・・・・・・・・・・・・	2

第2章 いじめの防止等のための対策に関する施策

1	町及び教育委員会が実施する施策・・・・・・・・	4
2	教育委員会が実施すべき取組	
(1)	鶴田町いじめ問題対策連絡協議会の設置・・・・・・・・	4
(2)	鶴田町いじめ問題専門委員会の設置・・・・・・・・	4
(3)	いじめの防止・早期発見に関すること・・・・・・・・	5
(4)	いじめの対応に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(5)	学校評価、学校運営改善の実施・・・・・・・・	6
3	その他の事項・・・・・・・・・・・・・・・・	6

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

1	学校いじめ防止基本方針見直しの考え方・・・・・・・・	7
2	学校の組織づくりに向けて・・・・・・・・	7
3	学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化に向けて	
(1)	いじめの防止・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(2)	いじめの早期発見・・・・・・・・	9
(3)	いじめに対する措置・・・・・・・・	9
(4)	鶴田町学校教育研究会等の活用・・・・・・・・	9

第4章 重大事態への対処

1	重大事態の発生と調査	
(1)	重大事態の意味・・・・・・・・	10
(2)	重大事態の報告・・・・・・・・	10
(3)	調査の趣旨及び調査主体・・・・・・・・	10
(4)	調査を行うための組織・・・・・・・・	11
(5)	事実関係を明確にするための調査の実施	
ア	いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合・・・・・・・・	11
イ	いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合・・・・・・・・	12
(6)	その他の留意事項・・・・・・・・	13
(7)	調査結果の提供及び報告・・・・・・・・	13

2 町長による再調査及び措置

(1) 再調査	13
(2) 再調査を行う機関の設置	14
(3) 再調査の結果を踏まえた措置等	14

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

すべての子供は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子供が健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子供は人と人のかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子供は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子供の生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子供の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子供にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次のとおり示す。

- (1) いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子供にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子供や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子供の健全育成を図り、いじめのない子供社会を実現するためには、学校、保護者、地域等、町民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子供は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子供社会の実現に努める。

3 鶴田町いじめ防止基本方針策定の目的

鶴田町いじめ防止基本方針は上記の基本理念のもと、いじめの問題への対策を、町民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めることなどにより、町全体で子供の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

4 いじめ防止に向けた方針

子供のいじめを防止するために、社会全体がいじめの起こらない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要である。その実行のために、町全体で子供の健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

町として

- (1) いじめの防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策を総合的に策定し実施する。
- (2) いじめの予防及び早期発見、その他のいじめの防止、いじめを受けた子供に対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。
- (3) 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じる。
- (4) 子供が安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。

学校として

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子供が主体となっていじめのない子供社会を形成するという意識を育むため、子供が発達の段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導・支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子供を守り抜くことを表明しいじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人一人の状況の把握に努める。

保護者として

- (1) どの子供も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努めるとともに、日頃からいじめ被害等、悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- (2) 子供のいじめを防止するために、学校や地域の人々等、子供を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完し合いながら協働して取り組む。
- (3) いじめを発見し又はいじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談又は通報する。

町民、事業者、関係機関として

- (1) 町民及び町内で活動する事業者（以下「町民等」という。）は、子供が安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- (2) 子供の成長、生活に関心をもち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する学校、保護者、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努める。
- (3) 町民等は、地域行事等で子供が主体性をもって参加できるよう配慮する。
- (4) 子供の健全育成にかかわる関係機関は、その役割を認識し、子供が健やかに成長することを願い、相互に連携し、いじめの根絶に努める。

第2章 いじめの防止等のための対策に関する施策

1 町及び教育委員会が実施する施策

町及び教育委員会は、鶴田町いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進する。また、これらに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずる。具体的には、いじめの防止等のために、次のことを行う。

- (1) 鶴田町いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- (2) 子供の健全育成にかかわる機関、諸団体等との連携強化
- (3) 教職員の資質の向上
- (4) 保護者等を対象とした啓発活動
- (5) いじめに係る相談制度又は救済制度等についての広報及び啓発活動
- (6) 学校と家庭、地域が地域ぐるみで対応する体制の構築等

なお、いじめに係る相談、情報提供を受けた者は、当該相談、情報提供等の際に取得した個人情報の漏えいの防止、その他当該個人情報の適正な取扱いに十分留意しなければならない。

2 教育委員会が実施すべき取組

(1) 鶴田町いじめ問題対策連絡協議会の設置

教育委員会は、いじめの防止等に関する関係機関等の連携強化を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察署及びPTAなど必要と認められる機関及び団体等の代表者で構成する鶴田町いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

なお、連絡協議会において協議された事項については、町長へ報告するとともに、特に重要と認められるものについては、総合教育会議における協議報告事項とする。

(2) 鶴田町いじめ問題専門委員会の設置

教育委員会は、法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携のもとに、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために教育委員会の附属機関として、鶴田町いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

専門委員会は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者等で構成されることを基本とし、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成するなど、その公平性・中立性を確保する。

(3) いじめの防止・早期発見に関すること

- ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- イ いじめの防止に資する活動であって、児童生徒が自主的に行うものに対する支援、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。
- ウ いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。
- エ 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう、教育相談、カウンセラー体制の整備等に取り組む。
- オ 教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講ずる。
- カ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、民間団体や事業主を含めた関係機関等と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。また、児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。

(4) いじめの対応に関すること

ア いじめに対する措置

- (ア) 教育委員会は、学校から法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
- (イ) 教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

イ 学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応

- (ア) いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じる。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組むよう指導・助言する。
- (イ) いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、学校での適切な指導・

支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。

(5) 学校評価、学校運営改善の実施

ア 学校評価の留意点

教育委員会は、いじめの問題を取り扱うに当たり、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日ごろからの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するとともに、評価結果に基づきその改善に取り組むよう、学校に必要な指導・助言を行う。

イ 学校運営改善の支援

- (ア) 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化等学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。
- (イ) 保護者や地域住民が学校運営に参画する学校評議員会等の活用により、いじめの問題等、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

3 その他の事項

本方針は、策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案しながら見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、法第13条の規定に基づいて基本方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に、また、さらに組織的な対応を行うため、法第22条に基づき、当該校の複数の教職員を中心に構成されるいじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ防止対策委員会」という。）を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

1 学校いじめ防止基本方針見直しの考え方

各学校は、国の基本方針、県の基本方針を参酌して策定した「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）について、見直し時には鶴田町の基本方針も参酌するものとする。なお、策定時同様、見直し後の学校基本方針については、児童生徒や保護者へ公開する。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制の充実、児童生徒指導体制の確立、校内研修の充実等が記述されることとなるが、その見直しにあたっては、以下の点に留意していくこととする。

- （1）策定時同様、学校基本方針の見直しに当たっては、検討段階から保護者、地域の意見等を反映させる等、地域を巻き込んだ学校基本方針になるよう留意し、見直し後の学校の取組を円滑に進めていけるよう配慮する。
- （2）いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通して、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針とし、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- （3）児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童生徒の意見を取り入れるなど、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。
- （4）校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質向上を図る取組や、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等をあらかじめ具体的に定め、これらを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込み、年間を通じた取組計画を定める。
- （5）より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が当該学校の実情に即し、適切に機能しているかをいじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを、学校基本方針に盛り込む。

2 学校の組織づくりに向けて

学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。日ごろからいじめの問題等、児童生徒指導上の課題に対応するための組織

として位置付けている「企画会議」や「主任会議」「生徒指導部会」等、既存の組織を活用することとし、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者等、外部専門家等や個々のいじめ防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加したりするなど、柔軟な組織として、対応することでより実践的ないじめの防止等の対策に取り組める体制とする。「いじめ防止等対策委員会」の役割は、具体的には次のとおりである。

- 学校基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核としての役割等

いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であるため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、一人で抱え込まずにいじめの防止等対策委員会に報告・相談する。

また、当該組織は、学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組について、PDCAサイクルで検証を担う役割が期待される。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化に向けて

(1) いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、学校はいじめの未然防止に向けて、ボランティアなどの体験活動を推進し、児童生徒が様々な人々と触れあう中で、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

また、いじめの防止の観点から、豊かな心の育成のための、学校教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育計画、例えば道徳年間指導計画等に、年間を通じたいじめへの対応に係る教員の資質向上のための取組計画等を具体的に盛り込む。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間帯や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確にかかわりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日ごろから児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。いじめの早期発見を徹底する観点から、例えば、チェックリストを作成、共有し、全教職員で実施するなど、具体的な取組を盛り込む。

あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

さらにインターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携して、状況を把握し、早期発見・早期対応に努める。また、学校は情報モラル教育の推進による児童生徒の意識の向上及び保護者に対する啓発活動に取り組む。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。被害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。加害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合等は、直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

(4) 鶴田町学校教育研究会等の活用

小中連携を目的とした鶴田町学校教育研究会等を活用し、学校が抱える課題を共有し、組織的、継続的な取組を推進する。

※ いじめの防止等に関する取組については、国の基本方針の参考資料「学校における「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント」も参照すること。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

法第28条がいう「いじめにより」とは、同条第1項第1号又は第2号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針の不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態と捉える必要がある。

学校又は教育委員会は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握した上で重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を町長に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。また、重大事態が発生した場合、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導及び人的措置も含めた適切な支援を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、町長による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る（例えば、アンケートの収集等の初期的な調査を学校又は教育委員会が中心となってい、収集した資料に基づく分析及び追加調査を並行して行われる調査で実施することなどが考えられる。）。

（４）調査を行うための組織

教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかに、その下に組織を設ける。教育委員会が調査を行う際には、専門委員会を招集し、これが調査に当たる。

（５）事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ又はいつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行うものである。

重大事態の調査により明らかになった事実関係が、学校の設置者及び学校にとって、たとえ不都合なことであっても、関係者で情報を共有し、隠さずに事実としっかりと向き合い、再発防止に努める必要がある。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査も行わなければならない。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施する必要がある。（例えば、質問票の使用に当たり、個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮することなど。）

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする必要がある。

これらの調査に当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極

的に指導・支援し、関係機関とも適切に連携し、対応に当たる必要がある。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡等、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。

（自殺の背景調査における留意事項）

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う必要がある。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意の上、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月子供の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校又は教育委員会は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校又は教育委員会は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、連絡協議会の会長が、専門委員会の委員又は事案に応じて適任と思われる委員を選出し、充てることことができる。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求

めることが必要であることに留意する。

- 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考とする。

（６）その他の留意事項

法第２３条第２項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第２８条第１項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第２３条第２項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第２３条第２項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめられた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

（７）調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は町長に報告する。

２ 町長による再調査及び措置

（１）再調査

重大事態の調査結果の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。再調査についても、教育委

員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時、適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果を説明するよう努めるものとする。

（２）再調査を行う機関の設置

町長は、重大事態の調査結果を再調査するため、鶴田町いじめ問題調査委員会を設置する。当該委員会は町長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保する。

（３）再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者等、外部専門家の派遣による重点的な支援等、人的体制の強化等の追加配置等の支援を行う。

また、再調査を行ったとき、町長はその結果を町議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。